

「群馬県コンベンション情報サイトリニューアル 業務委託」仕様書

1 業務の名称

群馬県コンベンション情報サイトリニューアル業務委託

2 業務の目的

群馬県コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）では県内での MICE 開催に対する情報提供のため群馬県コンベンション情報サイト（<https://gunma-convention.jp/>）を運用してきた。しかし、作成から約 10 年が過ぎてデザイン、内容、仕様共に時代にそぐわないものとなっている。本業務では、サイトのリニューアルを行い、サイトの情報発信力及び利便性向上を図るとともに県内への MICE 誘致の活性化につながるツールとして活用できるようにすることを目的とする。

（※MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語です。）

3 契約上限額

金 3,300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までの期間とする。

5 業務範囲

本仕様書及び採択後の個別ヒアリングなどに基づいた企画、提案を行った上で本業務を行うこと。また、リニューアル後のサイト運用が円滑に進むよう必要な助言、提案等を行うこと。

（1）サイトの設計及びデザイン制作

（2）CMS の構築及び設定

現サイトと同じく WordPress での管理が望ましい。

（3）サイトサーバーのレンタル

（4）各ページのコンテンツ入力

原則として現サイトのデータ移行は行わず、新しく情報を入力する。各コンテンツの写真、テキストは原則ビューローにて提供を行う。入力の点数については「7 コンテンツ構成案」に記載する。

（5）アクセシビリティへの対応

（6）SEO対策

(7) 操作・運用マニュアルの作成

サーバーのレンタルと年間の保守・管理、改修を除き、固定ページ、投稿ページ問わずビューロー職員が原則情報の更新・追加を行うことを想定している。サイトの仕様及びマニュアルについてはビューロー職員の誰もが情報の更新・追加を簡単に行える形を提案すること。

(8) サイト保守管理

契約期間中の保守・管理費は今回の見積もりに含むこと。

リニューアル費用とは別途、サーバーのレンタル、年間の保守・管理費の提案も行うこと。令和8年度以降については年度ごとにサイトの保守管理の契約を行う。

(9) その他の提案

本業務の目的を効果的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案がある場合は、実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むこと。

6 現行サイトの問題点とリニューアルの方針

(1) MICE 開催地としての群馬県が PR できていない

現行サイトは MICE の施設検索が最初に来るため、下層ページへ行かないと群馬県の情報が記載されていない。東京からの 60 分で着くアクセスの良さ、自然に囲まれた立地、草津温泉などの温泉観光地、富岡製糸場の世界遺産など群馬県の良さを発信した上で、群馬県および MICE 開催地としての群馬県の認知向上を図りたい。

(2) サイトの機能やデザインが古い

一般的にサイトの耐用年数は 5 年ほどとされており、約 10 年間でサイトデザインの流行が大きく変わってきている。デザインは閲覧者の心象にもつながるため、時代に合う形に変更していく。

(3) スマートフォン、タブレット端末に対応していない

現行のサイトはパソコンでの閲覧が前提となっており、スマートフォン端末で閲覧するとレイアウトが崩れてしまう。パソコンだけではなく、タブレット端末、スマートフォン (iPhone、Android) などマルチデバイス対応とすること。また、ブラウザは Google Chrome、Safari とともに公開時の最新版にそれぞれ対応すること。

(4) 古い情報が多く残っている

現行サイトには閉店や移転、事業廃止になってしまった店舗や施設の情報が多く残っている。今回のリニューアルを機会に情報の整理を行い、必要な情報のみを分かりやすく記載されたサイトを作る。現行サイトの情報についてはビューローにて情報の精査を行い、原則データの移行は行わない。

7 コンテンツ構成案

(1) トップページと以下の9個のコンテンツページ作成を予定している。

- ・ トップページ (※※)
- ・ コンベンション施設検索ページ (※)
- ・ お知らせページ (※)
- ・ 問い合わせページ
- ・ ユニークベニュー紹介ページ (※※)
- ・ アトラクション紹介ページ (※※)
- ・ エクスカーション紹介ページ (※※)
- ・ 宿泊施設紹介 (※※)
- ・ 温泉 MICE 紹介 (※※)
- ・ 英語版ページ (あるいはそれに相当する翻訳システム)

(※) は定期的なコンテンツの投稿が想定されるページ、(※※) は固定ページだが定期的に PDF、テキストの追加・差し替えが想定されるページ、※印のないものは原則修正をしない固定ページを検討。その他、コンテンツやページ構成の提案があれば行うこと。

(2) 各ページのコンテンツ入力点数について

公開時については以下点数の掲載を予定している。公開以降はビューロー職員が都度追加・差し替えを行う。

- ・ コンベンション施設検索ページ：最大 10 施設程度
- ・ ユニークベニュー紹介ページ：最大 5 施設程度
- ・ アトラクション紹介ページ：2 団体程度
- ・ エクスカーション紹介ページ：2 ルート程度

8 公開日について

令和8年2月27日(金)を公開予定日とする。

9 現行サイトについて

(1) ドメインについて

本業務については下記ドメインを利用すること。

<https://gunma-convention.jp/>

(2) サーバー情報

リニューアル後のサイトを設置できるサーバーを手配すること。

10 サイト構築の仕様

(1) 基本方針に即したユニバーサルなデザインかつマルチデバイス対応のシステムを導入し、利用者がストレスを感じないサイトを構築すること。

- (2) システムについては、ビューロー職員の誰もが情報の更新・追加を簡単に行える CMS 等のシステムであること。ただし、ユーザ権限が適正に設定できること。また、将来的な拡張性を十分考慮すること。そのために必要な操作・運用マニュアルを作成すること。
- (3) CMS 等の費用は、原則として毎年更新ライセンスが発生しないシステムであり、必要に応じた適切なバージョンアップが可能なシステムを提案すること。
- (4) 詳細なアクセス実績を当協会ですぐに取得できるようにすること。
- (5) バックアップ処理に対応すること。万が一の障害時でも迅速に復旧できるように、連絡・復旧体制を整え、各種自動バックアップが可能なシステムを構築すること。
- (6) セキュリティ面での安全性を考慮し、アクセス制御や WEB 独自の攻撃の対策、CMS 及び関連プログラムが常に最新の定義ファイルに更新されるなどの対策を講じ、セキュリティ上のリスクに備えること。
- (7) アクセシビリティの確保・維持のため、委託者と協議のうえ、JIS X 8341-3:2016 適合レベル AA に準拠可能なホームページの構築を目標とすること。また、同基準への適合を証する成果物（基準達成チェックリスト等）を委託者に対して提出すること。
- (8) 個人情報の取り扱いについては、サイトポリシーにその旨を記載し、取得に同意し情報を入手する場合には、暗号化通信によるセキュリティを確保すること。
- (9) その他、基本方針に基づき、効果的な運営が可能な提案をすること。

1.1 運用保守要件

本業務の終了後の年度末（令和 8 年 3 月 31 日まで）の運用保守作業等を行うこと。保守業務等の内容は、以下を想定している。なお、当該保守業務に要する経費は、契約額に含めるものとする。令和 8 年度以降の保守業務については年度ごとに都度契約を行う。

- (1) システムの安定運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) 使用するソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査評価を行い、委託者と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。
- (3) ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行うこと。なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行ったうえで本番環境へ適用すること。
- (4) ページの構成等の軽微な変更を委託者が依頼した場合、見積もりを作成した上で対応すること。

1.2 その他

- (1) 契約額の上限以外に、打ち合わせ時に発生する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要回数の打ち合わせ・校正、十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図る。

(3) 本業務に基づき制作された制作物等の著作権は当協会に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は詳細な業務内容については都度、受託者と協議の上決定する。

(5) 画像管理に関して、受託者は本業務に関する画像を電磁的記録により一時的に保管し、業務終了後に適正に処分することとする。

(6) 本業務における再委託は認めない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(7) 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

(8) 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(9) 個人情報の保護体制

業務を通じて得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等の守秘義務を履行し、第三者には開示しないこと。

(10) 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、委託者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

以上